

都市計画道路事業(城東線・八代線)の施行について

都市計画道路城東線については、平成28年3月10日、国土交通省近畿地方整備局告示第32号に基づき事業を実施することとなりました。また、都市計画道路八代線については、令和7年3月16日、国土交通省近畿地方整備局告示第20号に基づき事業を実施することとなりました。施行する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、平成28年3月19日以降及び令和7年4月15日以降、事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地または土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意下さい。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記の土木事務所にご照会ください。

令和7年

兵庫県

記

1. 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業 3. 5. 102号 城東線及び3. 5. 541号 八代線

2. 施行日

平成28年 3月10日～

3. 設計の概要

城東線：延長470m 幅員15m 車線数2車線

八代線：延長 7m 幅員15m 車線数2車線

4. 施行者の名称

兵庫県

5. 事務所の所在地及び名称

城東線・八代線：姫路市北条1-98

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所

電話 079-281-9481

(担当課) 道路第1課、用地第1課

事業地の所在地

城東線：兵庫県姫路市鍵町、本町、河間町、八代及び伊伝居地内

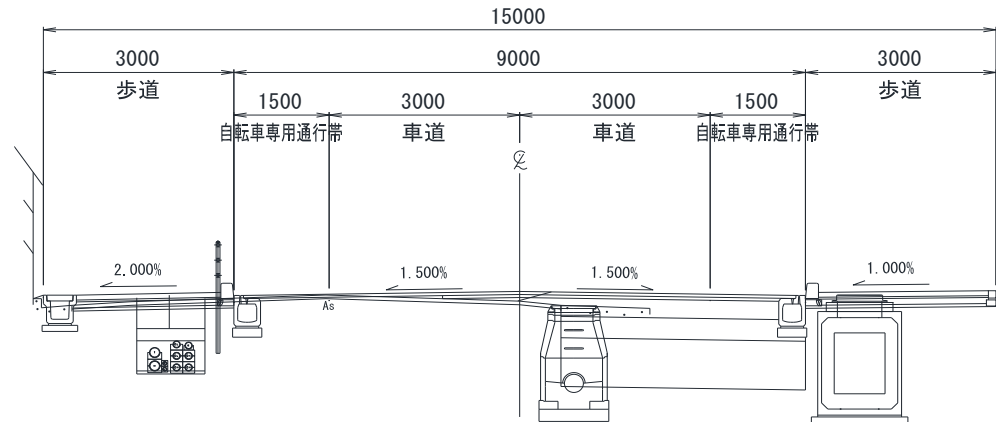
八代線：兵庫県姫路市八代及び伊伝居地内

平面図



- ・朱線部分内は、今回実施する事業地です。
- ・平面図はイメージですので、事業地にかかる詳細については、土木事務所までお問い合わせください。

標準横断面図



・単位はmmです。